

令和8年度 京都市青少年活動センター指定管理者募集要項

京都市が設置している7か所の京都市青少年活動センター（以下「センター」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を、7か所一括で募集します。

なお、指定管理者が行う業務内容等の詳細については別紙1を御覧ください。

1 申請の資格

申請できる者は、当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有する者としてします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

- ・所得税又は法人税
- ・消費税
- ・本市の市民税及び固定資産税
- ・本市の水道料金及び下水道使用料

※ なお、前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名があるもの）を提出してください。

2 選定の手順

令和8年 6月1日（月）～7月1日（水）

募集要項等の配布

6月1日（月）～6月15日（月）

質疑の受付期間

6月17日（水）～6月24日（水）

質疑の回答

6月25日（木）～7月1日（水）

申請書類の受付期間

7月中旬～8月下旬

書類審査
及び
プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査(※1)

8月下旬～11月中旬

指定候補者(※2)の選定

- (※1) プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査は、必要に応じて行います。
- (※2) 指定管理者の候補となる団体を指します。
 なお、申請者の評価が著しく低い場合や、特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、指定候補者に選定しないことがあります。その際は、上記の手順に関わらず、再公募等を行う場合があります。

3 申請手続

(1) 申請方法

以下により、書類を提出してください。

ア 提出書類

別紙2「提出書類一覧」のとおり

※ 提出方法については、別紙2-2を御参照ください。

イ 提出期間

令和8年6月25日（木）～7月1日（水）

受付は午前9時～午後5時（土日祝日除く。）

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ、御来庁ください。

ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課青少年育成担当

電話 075-222-3933（直通）

エ その他

受付期間後は、既に提出された内容を変更することはできません。また、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「1 申請の資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	提出日時及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、持参してください。	(1) 受付期間 令和8年6月1日（月）～15日（月） 持参の場合は、午前9時から午後5時まで （土曜日・日曜日・祝日除く。） (2) 受付場所等 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階 京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 育成推進課青少年育成担当 電子メールアドレス kosodatesien@city.kyoto.lg.jp * 上記期間以外は、質問を受け付けません。

ウ 回答

令和8年6月24日（水）までに質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します（着信確認の返信をすること）。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送

信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所において配布等を行います。

- (3) 平面図等の閲覧
質疑者の資格を満たす者は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、指定施設の平面図等を閲覧することができます。ただし、平面図等は、竣工時のものです。
- (4) 関係法令の遵守
申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。
- (5) 追加書類の提出
本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (6) ヒアリングの実施
本市が必要と認める場合は、申請書類等の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施します。
- (7) 申請者が運営する青少年活動支援施設等の実地調査
本市が必要と認める場合は、申請者が運営する青少年活動支援施設及びそれに準じた施設の実地調査を行います。
- (8) 著作権の帰属等
申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は事業計画等申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。
なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (9) 費用の負担
申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。
- (10) 資料の取扱い
本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- (11) 留意事項
申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

4 指定候補者の選定等

- (1) 指定候補者の選定方法
指定候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が指定候補者として選定します。
なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。
ア 「審査項目及び審査基準」（別紙3）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（1～3）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。
イ 申請団体が本市からの派遣職員による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体の場合は、その他の団体とのイコール・フットィングを確保するために、審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、当該支援相当額の調整を図ります。
ウ 必要に応じて、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査等を実施し、評価点を補正します。
エ これらの得点の計（100点満点換算）をもって、申請者の総得点とします。

- (2) 審査結果
指定候補者の選定は、令和8年8月下旬～11月中旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。
- (3) 指定候補者の選定等の公表
指定候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び申請団体の得点等について公表します。
- (4) 仮協定書の締結
指定候補者を選定した後に、詳細について、仮の協定書を取り交わすこととします。
- (5) 市会の議決
指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定候補者が当該施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しません。
- (6) 労働関係法令遵守状況報告書の提出
本件の指定管理者（受託者）となった場合、指定管理協定（契約）締結後、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書を提出していただく必要があります（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください。）。
- (7) 指定期間満了後の原状回復及び引継ぎ
指定管理が終了するとき（継続して指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復し、本市に建物、付帯設備、什器及び備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、本市又は新たな指定管理者と書面による引継ぎを行わなければならない。ただし、原状回復について本市の承認を得たときは、この限りではありません。

5 運営に係る基本的事項

- (1) 物品の貸与等
京都市公有財産及び物品条例第12条の規定に基づき、本市が現在の指定管理者に無償で貸与している物品については、引き続き新たな指定管理者に無償で貸与します。その他、事業の実施に必要な物品については、指定管理者で準備することとします。
- (2) 本施設の修繕
施設全体に係る大規模修繕については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、本市の負担を基本とします。その他の修繕（使用に起因する施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状（初期の水準）又は使用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。
なお、本市による修繕については、予算の範囲内で行うこととします。
- (3) その他
次の場合には必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う場合があります。
 - ア 指定管理者が排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合
 - イ 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合
 - ウ 指定に関し不正の行為があった場合
 - エ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合
 - オ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示

に正当な理由がなく従わなかった場合
 カ その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

6 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

7 施設の概要

青少年活動センター（分館含む）を対象施設とします。

名 称	開設年月	延床面積 (㎡)	施 設 内 訳	令和7年度 延利用者数 (人)
	改築又は移転年月			
所 在 地	建 物 構 造			
中央青少年活動センター	昭和 35 年 7 月	1,870	ロビー、会議室、和室、レッスンスタジオ、トレーニングルーム、音楽スタジオ等	78,170
	平成 6 年 4 月			
中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地	鉄筋鉄骨コンクリート造地下 2 階地上 4 階建の地下 1 階の一部分及び 3 階部分			
北青少年活動センター	昭和 37 年 8 月	958	ロビー、会議室、多目的ホール、和室、調理室、レッスンスタジオ、音楽スタジオ等	58,099
	平成 14 年 9 月			
北区紫野西御所田町 56 番地 北区総合庁舎西庁舎内	鉄筋コンクリート造 4 階建の 3 階及び 4 階部分			
東山青少年活動センター	昭和 46 年 2 月	1,038	ロビー、会議室、創造活動室、創造工作室、音楽スタジオ、レッスンスタジオ、和室等	72,131
	平成 13 年 3 月			
東山区清水五丁目 130 番地の 6 東山区総合庁舎内	鉄筋鉄骨コンクリート造地下 2 階地上 4 階建の 2 階及び 3 階部分の一部分			
山科青少年活動センター	昭和 53 年 8 月	741	ロビー、会議室、和室、料理室、スポーツルーム、テニスコート等	55,747
山科区竹鼻四丁野町 42 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建			
下京青少年活動センター	昭和 49 年 4 月	3,078	ロビー、会議室、和室、多目的ホール、音楽スタジオ、武道場、トレーニングルーム等	98,978
	平成 27 年 4 月			
下京区川端町 13 番地	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下 1 階地上 4 階建ての地下 1 階の一部分、1 階及び 2 階の一部分			
南青少年活動センター	昭和 43 年 5 月	847	ロビー、会議室、和室、料理室、スポーツルーム、テニスコート等	50,584
南区西九条南田町 72 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建			
伏見青少年活動センター	昭和 40 年 6 月	1,451	ロビー、会議室、和室、料理室、スポーツルーム、レッスンスタジオ等	94,582
	平成 22 年 1 月			
伏見区鷹匠町 39 番地の 2 伏見区総合庁舎内	鉄筋コンクリート造 4 階建の 3 階及び 4 階部分の一部分			

8 業務の概要及び管理運営に関する基本事項

(1) 業務の概要

- ア センターは、青少年の福祉の増進、健全な育成及び自主的な活動の促進を図るための拠点施設であり、その管理運営を行う指定管理者は、本施設の設置目的を達成するために、青少年の健全育成・自主的な活動の支援に関する効果的かつ効率的な業務を実施してください。
- イ 指定管理者は、京都市青少年活動センター条例（以下「センター条例」という。）及び同施行規則に基づき、別紙1「指定管理者が行う業務内容及びその基準」に掲げる事業を実施し、業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本市と十分な協議を行ってください。
- ウ 今後、状況の変化等により、指定管理者と協議のうえ、業務内容を変更することがあります。その際は、協定書の変更等に対応することとしますので、あらかじめ御了承ください。
- エ 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じるよう努めてください。

(2) 開所日

毎週水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く毎日

(3) 開所時間

午前10時から午後9時まで
ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は午前10時から午後6時まで

(4) 使用料

センター条例第8条別表第2及び同条例施行規則第4条別表に掲げる使用料は、本市の歳入とします。
ただし、指定期間中であっても、消費税率の変動や本市の財政状況等を踏まえ、施設の設置条例を改正し、変更する可能性があります。

(5) 指定管理者への委託料

- ア 指定期間中における委託料の総額は、次に示す額の範囲内を基本とします。
- イ 各年度において本市が指定管理者に支払う委託料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する協定書に基づき支払いますので、指定管理者と協議のうえ、次に示す額から増減が生じる可能性があります。また、施設の大規模改修等により、施設を一時閉館等するときには、指定管理者と協議のうえ、委託料を減額する可能性があります。
- ウ 基準となる委託料のほか、賃金・物価水準の変動に応じて、その変動分を指定期間2年度目以降の委託料に反映する仕組みである「賃金・物価スライド制度」を導入します。制度の詳細については、京都市情報館（下記URL）を参照してください。

※ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000351231.html>

- エ 指定管理者は、センターの管理運営業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければなりません。

委託料の総額 2,286,294千円(6年間) ※ 消費税及び地方消費税含む。

(内訳) 各年度における基準委託料の概算額

令和9年度	381,049千円
令和10年度	381,049千円
令和11年度	381,049千円
令和12年度	381,049千円
令和13年度	381,049千円
令和14年度	381,049千円

(参考) 令和7年度委託料の総額

344,616,269円

(6) 消費税及び事業所税

消費税及び事業所税は非課税です。

(7) その他

センター条例等が将来改正された場合は、改正された後の条例等に従って事業を実施していただきます。

9 運営に係る特記事項

新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている利用者処遇の水準の維持に努めるものとします。

10 指定期間

今回の指定期間は、令和9年4月1日～令和15年3月31日の6年間とします。

11 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課青少年育成担当
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課青少年育成担当

電話 075-222-3933 FAX 075-251-2322

電子メールアドレス kosodatesien@city.kyoto.lg.jp